

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
 プライバシーマーク付与適格性審査事業に係る
 申請料及び審査料等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、「プライバシーマーク付与適格性審査手続等規程」第10条第1項及び第23条第1項並びに第27条第3項の規定に基づく申請料及び審査料等について定める。

(用語及び定義)

第2条 本規程で使用する主な用語及び定義は、本規程で定めるもののほか、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「当協会」という。）が定める「プライバシーマーク付与適格性審査手続規程」において使用する用語等の例による。

(申請料及び審査料)

第3条 当協会は、プライバシーマーク付与の適格性に関する審査（以下「付与適格性審査」という。）の申請を受理したとき、当該申請事業者に対し、付与適格性審査にかかる費用として申請料及び審査料を請求する。

2 当協会が申請料及び審査料として請求する額は、以下の「プライバシーマーク付与適格性審査にかかる料金一覧表」に基づくものとする。

プライバシーマーク付与適格性審査にかかる料金一覧表 単位：円（消費税込）

種 別	新規申請のとき			更新申請のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申 請 料	52,382	52,382	52,382	52,382	52,382	52,382
審 査 料	209,524	471,429	995,238	125,714	314,286	680,952
合 計	261,906	523,811	1,047,620	178,096	366,668	733,334
現地審査時間	5時間以内	6時間以内	8時間以内	5時間以内	6時間以内	8時間以内

[注意]

- ・上記の表に示す時間を超えた場合は、1時間当たり 41,904 円（消費税込）を追加請求するものとする。

3 前項で定める「プライバシーマーク付与適格性審査にかかる料金一覧表」の事業者規模の区分は、以下のとおりとする。

- 一 大規模事業者：中規模事業者の規模を超える事業者。
- 二 中規模事業者：

資本金	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業者数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

[注意]

- ・資本金、従業者何れか一方を満たせば中規模事業者に該当する。
- ・従業者とは、「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（経済産業省）に基づき、申請事業者の組織内で直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）と、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等を含む。なお、従業者数の確定は、現地審査時点での人数で行う。
- ・製造業その他の業種には、製造業のほか、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、通信業、金融・保険業、不動産業及びその他の業種（卸売業、小売業（飲食店を含む）、サービス業を除く）に属する事業を主たる事業として営む事業者を言う。

三 小規模事業者：常時使用する従業者の数が20人（卸売業、小売業（含、飲食店）又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者。

（事業又は体制の著しい変更等にかかる現地審査の費用）

第4条 現地審査後に、事業又は体制の著しい変更等が生じた場合は、必要に応じて現地審査を再度実施し、以下の料金表に基づき費用を請求する。

単位：円（消費税込）

費用	料金
基本料金	52,382
審査実費	20,952（1人時単価）×（実際にかかった時間）×2（審査人数）
計	20,952×（実際にかかった時間）×2+52,382

2 付与事業者に事業又は体制の著しい変更等が生じ現地審査を行った場合も、前項の料金表に基づき費用を請求する。

（現地調査費）

第5条 プライバシーマーク付与適格性審査手続規程第27条の規定に基づく現地調査を実施したときには、以下の料金表に基づき費用を請求する。

単位：円（消費税込）

費用	料金
審査実費	20,952（1人時単価）×（実際にかかった時間）×2（審査人数）

(申請料及び審査料等の納付)

第6条 第3条から第5条に規定する費用（以下「申請料及び審査料等」という。）は、当協会が発行する請求書の日付より1ヶ月以内に納付しなければならない。但し、申請料及び審査料等の納付に係る手数料等は申請者の負担とする。

(費用に関する情報の公開)

第7条 当協会は、申請料及び審査料等について、本規程で規定する内容と同等以上の情報を常に最新の状態で公表しなければならない。

2 公表は、当協会ウェブサイトにおいて行う。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は、付与機関が定める規定基準等に準じて審査室が行い、審査会の承認を得るものとする。

附 則

- 1.本規程は、平成23年11月16日から施行する。
- 2.本規程は、平成24年3月21日から施行する。
- 3.本規程は、平成26年2月4日から施行する。
- 4.本規程は、平成26年8月1日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。

附則（令和元年7月30日）

この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。

ただし、消費税法の改正が延期された場合には、再改定日から施行する。